◇**国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令**（政令第一九三号）（内閣官房）

1　交流派遣をされた警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法及び児童手当法の特例を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

2　交流派遣職員に関する私立学校教職員共済法の特例を定めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）の施行の日（平成二六年五月三〇日）から施行することとした。

◇**退職手当審査会令**（政令第一九四号）（内閣官房）

1　退職手当審査会（以下「審査会」という。）は、委員一〇人以内で組織することとし、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第一条関係）

2　委員及び臨時委員の任命、任期等について定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　審査会の定足数及び議決について定めることとした。（第五条関係）

4　審査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房内閣人事局に置かれる人事政策統括官が命を受けて審査会の庶務への協力に関する事務をつかさどる場合を除き、内閣官房に置かれる内閣参事官のうち命を受けて審査会の庶務への協力に関する事務をつかさどるものの協力を得て処理することとした。（第六条関係）

5　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第七条関係）

6　この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）の施行の日（平成二六年五月三〇日）から施行することとした。

◇**国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一九五号）（内閣官房）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

指定職俸給表の号俸の決定を内閣総理大臣が行うこととなることに伴い、指定職俸給表の適用を受ける防衛省の事務官等の職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定めるとともに、当該事務官等の号俸の決定に係る規定を定めることとした。（第六条～第二七条関係）

二　外務公務員法施行令の一部改正関係

在外公館の長たる大使及び公使について、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用に関し必要な事項を定めることとした。（第一条の二関係）

三　自衛隊法施行令の一部改正関係

幹部隊員及び管理隊員となる官職の範囲について定めるとともに、採用等の協議の対象となる退職の範囲等について定めることとした。（第五一条の五～第五五条関係）

四　内閣官房組織令の一部改正関係

内閣人事局に人事政策統括官二名を置くこととするとともに、内閣人事局の設置に伴い、内閣審議官及び内閣参事官の所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。（第五条の二～附則第九項関係）

五　内閣府本府組織令の一部改正関係

内閣府の本府に退職手当審査会が設置されることに伴い、大臣官房及び企画調整課の所掌事務に退職手当審査会の庶務に関することを追加することとした。（第二条及び第一四条関係）

六　総務省組織令の一部改正関係

総務省人事・恩給局の人事行政に関する事務等が内閣官房に設置される内閣人事局に移管されることに伴い、所要の規定の整備等を行うこととした。（第二条～附則第二一条の二関係）

七　退職手当・恩給審査会令の一部改正関係

内閣府の本府に退職手当審査会が設置されることに伴い、退職手当・恩給審査会の名称を改めることとした。（第一条～第七条関係）

八　年金業務監視委員会令の廃止関係

年金業務監視委員会が廃止されたことから、年金業務監視委員会令（平成二二年政令第一一五号）を廃止することとした。

九　政令として効力を有する人事院規則の適用に関する経過措置

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）附則第一一条第二項の規定により政令としての効力を有する人事院規則一〇―三（職員の研修）の規定の適用に関して、所要の経過措置を定めることとした。

一〇　この政令は、一部の規定を除き、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年五月三〇日）から施行することとした。

政　令

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年五月三十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典

幹部職員の任用等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十一号

幹部職員の任用等に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第一項第六号及び第七号、第六十一条の二第一項から第四項まで、第六十一条の四第一項及び第三項、第六十一条の五第一項、第六十一条の七第一項（同法第六十一条の八第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、第六十一条の八第三項、第六十一条の九第一項、第六十一条の十第一項並びに附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において「官職」、「職員」、「人事評価」、「標準職務遂行能力」、「幹部職員」、「幹部職」、「管理職員」、「管理職」、「標準的な官職」、「適格性審査」、「幹部候補者名簿」、「採用等」、「内閣の直属機関」、「各大臣等」、「幹部候補育成課程」又は「課程対象者」とは、それぞれ国家公務員法（以下「法」という。）第二条第四項、第十八条の二第一項、第三十四条第一項第五号から第七号まで若しくは第二項、第六十一条の二第一項若しくは第二項、第六十一条の四第一項、第六十一条の八第一項又は第六十一条の九第一項若しくは第二項第二号に規定する官職、職員、人事評価、標準職務遂行能力、幹部職員、幹部職、管理職員、管理職、標準的な官職、適格性審査、幹部候補者名簿、採用等、内閣の直属機関、各大臣等、幹部候補育成課程又は課程対象者をいう。

2　この政令において「任命権者」とは、法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。